

近況報告



弁護士 古川 史高

「よく働き、よく遊び」で、相変わらず東へ西へ飛び回っています。この夏は、ロシア極東シベリアへ一週間程度旅行に行く予定です。これからも健康第一で頑張ります。



弁護士 伊豆 隆義

最近、明渡案件を多く受けています。明渡→建替の動きを15年ぶり位に感じます。また、原発損害賠償案件に関連し、不法行為法を勉強し直しています。優秀なスタッフに支えられ、頑張っております。



弁護士 岩田 修

最近の消費者事件は、被害額が比較的少なく、また、振り込んでしまったものが多いのですが、騙された自分がバカだったと諦めずに、弁護士に相談してください。何か方法があるかもしれません。



弁護士 高平 めぐみ

カメラを紛失したのを機に、この春、念願だった一眼レフを購入しました。初心者なのでまだまだ使いこなせていませんが、写真を撮るのがとにかく楽しい！無駄に写真を撮りまくっています。



弁護士 近森 章宏

年初の事務所報でご説明しました民法の改正案が3月末に国会に提出されました。成立時期は未定ですが、成立すると現在使用している契約書を見直す必要があると思いますので、ご注意下さい。



弁護士 堀田 和宏

最近、健康管理のために万歩計を持ち歩くようになりました。そうしたところ、平日は1日あたり、おおむね1万歩程は歩いているという結果ができました。今後は記録更新を目指してみようかと思っています。



弁護士 山口 秀雄

早い段階でご相談をいただいたことにより、長期化せずに早期解決に至った案件が相次ぎました。取りうる選択肢も広がりますので、お悩み事でお困りの際は、早めのご相談をおすすめします。



弁護士 工藤 杏平

民事・刑事を問わず、障害のある依頼者がいます。弁護士として最善の結果を求めて活動を行うことは当然ですが、「何が本人にとって最善か」が悩ましいときがあります。やりがいのある仕事です。



弁護士 古郡 賢大

今年から明治大学法科大学院で講師をしています。学生が「分かった！」という表情になる瞬間を見られるのは大変嬉しいものです。毎週準備は大変ですが学生から多くのパワーを貰っています。

事務局便り

強烈な日差しと暑さに外出から戻ってくるとぐったり…。そんな毎日を事務所入り口で飼っている熱帯魚に癒してもらっています。皆様どうぞご自愛ください。(Y. M.)



弁護士 渥美 三奈子

妻は被扶養者としてタダで夫の健康保険が使えます。大病持の離婚した元妻に、違法にも健康保険を利用して30年の事件。健康保険金詐欺だ！年金詐欺同様、これら犯罪の暗数は甚大でしょう。



弁護士 工藤 研

電子書籍にハマっています。数百冊もタブレットで持ち運べるのは驚異ですね。自宅にある絶版本や古書も自炊（紙媒体をスキャンすること）中で、本棚無しの省スペースを目指しています。



弁護士 井崎 淳二

今春、しばらく離れていたゴルフに行きました。久しぶりにコースに出て、スコアは散々でしたが、青空の下で身体を動かすと気持ちが良いものです。ゴルフは気持ち良さが第一ですよ（?）。



弁護士 梶浦 明裕

2月に群馬大学病院肝臓手術被害対策弁護団を立ち上げました。なぜ大学病院で18名（病院の発表による）以上の患者が相次いで亡くなったのか。その原因を徹底究明し再発防止を目指します。



弁護士 酒井 由美子

最近節電の影響で、私の出向先の企業でも、新築のビルにも関わらず、夏場は室内が暑いです。団扇とスーパークールビズで、今年の夏も元気に乗り切りたいと思います。



弁護士 阿部 泰彦

30代もあと少し。いつまでも気持ちは若いつもりですが、色々考え込む時間が増えたのも確か。ただ、考えてばかりだと身体が固まってしまう。ゴルフも仕事も、迷わず攻めることにしました。



弁護士 川原 奈緒子

今年は、文化活動委員会執行部の任についています。オペラや隅田川花火の観賞会企画等があり、オフタイムには、芸術的な時間を過ごしております。



弁護士 新森 圭

受任した刑事事件で依頼者の身柄釈放に成功。勾留されてしまっていたら、依頼者のその後の人生は…。あらためて弁護人の責任の重さを実感させられた事件でした。

退所のご挨拶



弁護士 宮島 佳範

去る3月、事務所の先生方のお許しをいただき、港区虎ノ門にて「桜田通り総合法律事務所」を開設しました。グリーン時代に皆様からいただいた教を胸に、新天地でよりよい法的サービスに努めることで恩返しできたらと存じます。16年間本当にありがとうございました。



〈撮影：ハワイ、オアフ島〉

暑中お見舞い申し上げます。

平素はひとかたならぬご厚情にあずかり、心から御礼申し上げます。

厳しい暑さが続いておりますが、皆様、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年2月、「性的言動」に対して為された処分の有効性について、最高裁は、処分が重すぎるとして処分を無効にした2審大阪高裁判決を破棄し、処分が有効であるとの判断をしました。男女雇用機会均等法は職場での「性的言動」の防止を義務づけており、今般の最高裁の判断が企業に与える影響は大きいものです。今回の特集では、堀田和宏弁護士が当該最高裁判例を解説致します。

また、裁判官・検察官・弁護士を育成する「司法研修所」について、現在、司法研修所弁護教官を務める岩田修弁護士が、「司法研修所って、どんなところ？」という素朴な疑問にお答え致します。

さらに、超高齢化社会を迎えた現代において、現実的な問題となった「終活」を、後見人経験豊富な高平めぐみ弁護士より、ご紹介致します。

セクハラ事案に関する最高裁判例

弁護士 堀田 和宏

1 セクシャルハラスメントとは



セクシャルハラスメント（以下「セクハラ」といいます。）とは、相手方の意に反する、性的な内容の発言ないし性的な行動と定義されています。

職場においてもセクハラが問題となることがありますが、これは、性的な言動によって職場の就業環境を悪化させる「環境型」と、上司がその地位や権限を利用して性的要求をし、それが容れられない場合に不利益を科すという「対価型」に大別され、一般に前者に比較すると後者がより悪質であるといわれています。

このほど、この「環境型」のセクハラについて、最高裁判所にて注目すべき判断がなされましたのでご紹介します。

このほど、この「環境型」のセクハラについて、最高裁判所にて注目すべき判断がなされましたのでご紹介します。

2 最高裁判所第一小法廷 平成27年2月26日判決の概要

従業員である男性ら（以下「従業員ら」といいます。）は、同じ職場に勤務する女性職員に対して性的な内容の発言をするというセクハラ行為を繰り返したとして出勤停止の懲戒処分を受けました。また、この従業員らは、上記懲戒処分を受けたことを理由として降格となり各種手当が受けられなくなりました。

そこで、従業員らは、懲戒処分の無効と降格前の地位の確認を求めると共に、出勤停止及び降格によって得られなくなった給与等と、降格処分により被った精神的苦痛につき慰謝料の支払いを求めて、訴訟を起こしました。

第1審は従業員らの請求を退けましたが、控訴審では、出勤停止の懲戒処分は権利の濫用にあたり無効であるとの判断が下されました。

この事案については、最高裁判所は、以下の様に、従業員らに対する出勤停止処分は有効なものであるとの判断をしました。

上記判決は、従業員らが発言した内容は、いずれも女性職員に対して強い不快感や嫌悪感ないし屈辱感を与えるもので職場における女性職員に対する言動としては極めて不適切なものであって、その執務環境を著しく害するものであったというべきであり、女性職員らの就業意欲の低下や能力発揮の阻害を招来するものといえるとなりました。

また、同判決は、職場では、セクハラ防止を重要課題として位置づけ、これについて文書を作成して職場内に周知するとともに、セクハラに関する研修への毎年の

参加を全従業員に義務づけるなど、セクハラ防止のための種々の取り組みを行っていたところ、従業員らはこの研修を受けていただけでなく、管理職として上記のような方針や取り組みを十分に理解し、セクハラ防止のために部下を指導する立場にあったにもかかわらず、職場内において一年余にわたり多数回のセクハラ行為を繰り返したことは、その職責や立場に照らしても著しく不適切なものといわざるを得ないとなりました。

そして、同判決は、女性職員は、こうした行為が一因となって勤務先を辞職することを余儀なくされているのであり、管理職であった従業員らが女性職員らに対して反復継続的に行った極めて不適切なセクハラ行為が企業秩序や職場規律に及ぼした有害な影響は看過しがたいものがあるとして、従業員らに対する出勤停止処分は、懲戒処分として重きに過ぎて社会通念上相当性を欠くとはいえず、客観的に合理的理由を欠き社会通念上相当であると認められない場合に当たるとはいえないから、懲戒権の濫用とはいえず有効であるとなりました。

3 最高裁判所と控訴審の考え方の相違

控訴審では、女性職員から明白な拒否の姿勢を示されていなかったことから、従業員らが自身らの言動も許されていると誤信していたなどとして、これを有利な事情として考慮していますが、最高裁判所では、職場におけるセクハラ行為については、被害者が内心においてこれに著しい不快感や嫌悪感等を抱いていても、職場の人間関係の悪化を懸念して加害者に対する抗議や抵抗、あるいは会社に対する被害の申告を差し控えたり、ちゅうちょすることは少なくないと考えられるとして、これを有利な事情とすることはできないとしました。

また、控訴審は、セクハラに関する具体的な方針を従業員らが認識する機会が無く、事前に警告や注意等を受けていなかったとの点を有利な事情としましたが、最高裁判所は、管理職であった従業員らは当然にセクハラ防止やこれに関する懲戒等については当然に認識すべきであったし、被害の申告に至るまで一年余にわたりセクハラが継続していたことや、これらが第三者の不在の場で行われることが多かったので、従業員らに対する警告や注意等を行いうる機会があったとしようかがわからないということに鑑み、有利な事情と考えることはできないとしています。

4 今後の実務への影響と留意すべき点

上記最高裁判決は、「環境型」のセクハラ言動につき、出勤停止という重い懲戒処分を科すことを是認する判断をしており、向後のセクハラ行為に対する懲戒処分の在り方について参考となる裁判例と思われます。

ただ、セクハラ研修などの取り組みがあったことを一つの要素として最高裁判所が懲戒処分を是認する判断をしていることからすれば、こうした研修等への取り組みの程度如何によってはまた異なる判断がありうるということには留意すべきと思われます。

弁護士・裁判官・検察官の卵—司法修習生

弁護士 岩田 修



私は、昨年の4月から、司法研修所において弁護教官をしており、司法試験に合格して弁護士、裁判官、検察官になろうとする司法修習生に、民事弁護を教えています。現在の司法修習生は、68期（ちなみに私は49期です）、昨年12月、埼玉県和光市にある司法研修所に一堂

に会し、21日間にわたる導入修習を行い、今年1月から全国各地に散らばって実務修習（各地で実務をされている弁護士、裁判官、検察官のもと、修習を行います）に励み、再び今度はA班（8月～）、B班（10月～）に分かれ、和光の司法研修所に戻って集合修習を行います。修習生は、1年間、無給で、法曹としての必要な知識等を勉強するのです。修習生は、弁護士、裁判官、検察官とそれぞれ志望をもって（又は志望を迷って）修習を開始しますが、それらの志望に関わらず、弁護士、裁判官、検察官全ての修習を行います。修習生は、大学卒業からロースクールを経て司法試験に合格した人から、就職して予備試験を受け司法試験に合格した人、年齢も20代

から私より年上の方までおり、和光の司法研修所では、28クラス（1クラス60人～66人）に分かれ、民事弁護、刑事弁護、民事裁判、刑事裁判、検察、それぞれの科目について教官から講義等を受けます。私は、和光において、導入修習と集合修習について修習生に講義等を行っています。民事弁護においては、昨年は、講義、教官等現役弁護士が相談者役になって修習生が弁護士役となって法律相談を行う模擬法律相談、修習生が、原告・被告・証人・裁判官・原告代理人・被告代理人の役を担当して裁判を一通り行う模擬裁判、当日模擬記録を渡されて訴状等の書面を作成する起案等、多種多様な内容でした。修習生は、1年間の司法修習を終了した後、弁護士、裁判官、検察官となって、法曹としての道を歩んでいくのです。

司法修習生バッジ

裁判官を表す「青」、検察官を表す「赤」、弁護士を表す「白」の三色を使って、Jurist（法学者、法律専門家の意味）の頭文字「J」の大文字筆記体が形作られていると言われています。



終活のススメ

弁護士 高平 めぐみ



最近「終活」という言葉をよく耳にします。人生の終わりに向けて、元気なうちに自分でいろいろ決めておこうというものです。今回は「終活」に活用できるものを少しご紹介したいと思います。興味ある方は、お気軽にご相談ください。

1 任意後見制度（任意後見契約）

将来ぼけてしまった場合等に備えて、「まだ元気なうちに」自分が選んだ人との間で財産管理などの代理権を与える契約を結んでおき、実際に判断能力が低下したときには、その人に後見人として財産管理を行ってもらう制度です。契約は公正証書で締結することが必要です。家庭裁判所の選任する後見監督人の監督のもとで財産管理が行われます。

ちなみに、「ぼけてしまった後に」成年後見人等をつけて財産管理をってもらう制度として「法定後見制度」

というものもあります。しかし、この制度では自分で後見人を選ぶことも、自分で財産の使い方を決めることもできません。これらを自由に決めておきたい方には「任意後見契約」をお勧めします。

2 死後事務委任契約

死亡後の事務的な手続きを依頼しておく契約です。各種連絡、行政手続、支払、葬儀、永代供養等、死亡後の事務手続きは多岐に渡ります。任せられる親族がいない場合や、親族の仲が悪く意思統一が難しそうな場合などに利用価値があります。任意の契約でも構いませんが、公正証書にしておく方が安心です。

3 遺言書

例えば、財産をあげたくない子がいる場合や、分け方を指定したい場合、子供がいない場合、認知症の方がいる場合、相続人間の仲が悪い場合など、遺言書を作成しておいた方がよいケースは数多くあります。遺言書によって、財産の把握が容易になり、手続の負担を軽減することもできます。手書きの「自筆証書遺言」でも構いませんが、形式や内容が整っていないと、無効になったり後日紛争を招くおそれもありますので、専門家に相談の上、「公正証書遺言」を作成しておくのが安心です。